

総務常任委員会報告書

会 議 日 時	令和元年9月12日（木） 午前9時30分 ～ 午後6時10分			
会 議 場 所	○議員控室 ☒ 委員会室 ○議会図書室 ○その他（ ）			
出 席 者 数	委員6名のうち出席者6名			
出 席 委 員	委 員 長	古 谷 幹 夫	委 員	田 邊 哲 夫
	副委員長	水 間 淳 一	委 員	吉 村 アツ子
	委 員	堀 本 伸 一	委 員	下 元 昇
欠 席 委 員				
事 務 局	局 長	長谷部卓也（午前）		
説 明 者	請願紹介議員	武 田 秀 義	請願者代表	四万十ふるさとの自然を守る会 事務局代表 佐藤 明
		村 井 眞 菜		
	陳情者		副町長	森 武 士
	企画課	課 長 山 本 康 雄		
傍 聴 者				
付 議 事 件	1. 請願第1－2号 2. 陳情第1－17号			
	3. 陳情第31－6号、陳情第1－8号 4. 陳情第1－9号			
	5. その他に関する件			
審 査 ・ 調 査	会議に先立ち委員長より、本日の請願・陳情の付議事件については、今議会で付託			
	予定の案件に関する事前審査であること。及び17日の本会議で付託を受けた後、再			
	度常任委員会を開催し、意見集約をした上で、採択・不採択の決定をすること。			
	本議会の最終日である20日に委員長報告を行い、議決をすることになる旨を伝			
	え、委員全員の了解を確認した上で会議を進めた。			
	1. 請願第1－2号 オリックス株式会社による大藤風力発電計画の中止及びヤイロ			
	チョウ保護条例の制定を求める請願書に関する件			
	○武田 秀義、村井 眞菜両議員から、本請願書の紹介議員としての説明を求める。			
	○(武田議員)今回計画が取りざたされている大型風力発電所の設置は、四万十川及び			
	それを取り巻くわが町の豊かな自然環境に多大な影響を及ぼすことが想定され、わが			
	町には必要のない施設と判断して、本請願書に賛同する旨の発言。			
	○(村井議員)今回計画に上がっている大型風力発電所は、四万十川を中心とする豊か			
	な自然環境に多大な悪影響を及ぼすこと。この施設ができてしまったら、未解明であ			

るとは言え、低周波による身体への影響も心配。もし設置されたら子ども達に負の遺産を残すことになり、設置反対の立場から請願書に賛同する旨の発言。

(紹介議員と総務常任委員でいくつかの質疑・応答)

○(下元委員)四万十町が反対しても四万十市側にずらして設置するすることも可能と聞く。そうしたことも踏まえた今後の取組みについての考えを問う意見。

○(武田議員)そうした事態想定されれば四万十市側への働きかけを考えている。

○(村井議員)四万十市区長の声として、賛否両論の意見があるとの感触を得ている。

・ 続いて請願代表者佐藤氏に説明を求める

○(佐藤氏)・ヤイロチョウ保護の重要性・環境アセスメントでは設置を止めることはできないという問題点の提起・低周波及び騒音による人への影響の問題・ヨーロッパでの事例(ドイツにおける超低周波による被害実績等)・風力発電とバードストライクの事例、建設段階から自然を破壊する長野県の事例紹介・自然エネルギーそのものを否定はしない、大規模集中での設置が問題であるというスタンスを持っているといった内容の説明を受ける。

・ その後佐藤氏と委員との質疑応答

○(堀本委員)子どもの頃に比べヤイロチョウが激減していることは気になっている。原発に変わり環境に優しいエネルギーを求める必要は感じるが、再生エネルギーにのみ頼っていくことへの悩みもある。このことをどうとらえているか。

○(佐藤氏)大規模集中でのやり方が問題。四万十町で必要なエネルギーは地産地消で造っていくこと。これからのエネルギーのあり方を自らのことと考えていくことが必要だと思う旨の回答。

・ 佐藤氏にはここで退席(10時半) 10分程休憩を取ってから議論を再開。

○(水間委員)大規模風力発電所設置には相当な自然破壊が想定される。低周波による被害への不安、原発との関連も考慮し自分としての答えを探していく。

○(下元委員)工事を進める上で想定される土砂排出量等の基礎になる資料の確認が必要だ。

○(田邊委員)四万十川の保全を最優先で考えるべきだ。四万十川の再生に取り組んでいく本町にとって、四万十川の環境を今以上に悪化させることは許されない。企業利益のためにのみ協力することは将来に禍根を残すことになる。

ヤイロチョウ保護条例制定の件に関しては、具体的にどう取り組んでいくか十分に議論が必要だ。

○(水間委員)一旦自然を破壊すると元には戻らない。今回の計画は自然破壊の要素が強く、地産地消のエネルギー確保という視点も見えず、地域へのメリットがないと思う。

○(吉村委員)風力発電が環境破壊の側面を持つことには思いが至らなかった。原発に変わるエネルギーだとばかり思っていた。本町に大規模風力発電が必要かとの問いかけには戸惑う。判断をする上では四万十市側の意見も聞きたい。

○(下元委員)請願の内容は ヤイロチョウの生態系への影響と四万十川を中心とする自然環境への影響を危惧するという 2 つの内容となっている。専門的な知識も求め議論する必要がある。

○(堀本委員)請願内容は大規模風力発電所の設置中止とヤイロチョウ保護条例の制定という 2 つの内容となっている。保護条例の制定は大事なことであるが、林業等の産業振興にも関係してくることから慎重な対応が必要と判断する。

風力発電に関しては、日本のエネルギーをどうしていくかとの視点に立つと風力発電そのものを否定するものではない。議会に求められる立場からは、環境破壊につながることは反対。本町に何故に作るべきかという大義を確認することが必要。企業の利益目的のために協力して環境破壊につながることは認められない。基礎的な知識も学び継続的な議論が必要だ。

○(田邊委員)稜線沿いに設置されるとすれば、多くは町有地にかかってくると想定される。今四万十川の財産を犠牲にしてまで取組むべきか大いに疑問を持つ。

○(堀本委員)環境的視点に力点を置いて考えていく必要がある。環境的視点(四万十川を中心とした豊かな自然環境を守る)から町の考えを確認していくこと。加えて想定される固定資産税等、町への直接的メリットの確認も必要だ。

○(下元委員)想定される予定地の切り図も入手し、企画課と一緒に現地確認も必要だ。

○(水間委員)慎重な取扱いが必要。四万十町へのメリット・デメリットも含め継続して議論する必要がある。

○(下元委員)今すぐに結論を出せる状況ではない。メリット・デメリットも整理して慎重に議論を進める必要がある。

○(吉村委員)今直ちに結論を出す段階ではない。もっと時間をかけての議論が必要だ。

○(堀本委員)将来的なエネルギー活用の視点と同時に、本町にメリットのある自然エ

エネルギーが必要。四万十川が汚染されることは許されない。

以上のような意見交換を行う～11時40分

午後は13時に再開

2. 陳情第1-17号 四万十交通移転計画に関する陳情書に関する件

○陳情者 氏より金上野住民と町とで開催されてきた3回(3/18、5/13、

8/21)に渡る住民説明会の経過説明、7/8付住民からの町に対する陳情の経過、8/16

付での陳情に対する回答書、四万十交通と町とで交わされていた覚書のコピー等の資料提供を受けたのち、事実確認を中心として、陳情者と質疑を交わす。

○陳情者から提供された資料を基に執行部に確認することが必要との意見が出され、13時50分副町長、企画課長の出席を求め、副町長から3回に渡る住民説明会の経過と内容について説明を受ける。(陳情者には傍聴者として同席を許可する)

その後事実関係を中心に副町長と各委員で質疑応答を行なう。

○(水間委員)土地交換契約の内容は。

○(副町長)等価交換の契約書で登記までには至っておらず、双方疑義のある場合は協議する内容となっている。

○(田邊委員)6月定例会の全員協議会の場で町長は駅前開発の具体的内容は一切考えていない旨の説明があった。民の土地交換に何故町が今回のように深く関わるのか。

○(森副町長)駅前には拡張性のあるゾーンとして位置づけ、総合振興計画の中で検討してきた経過があり、四万十交通の筆頭株主としての判断は間違っていないと判断している。四万十交通からも移転のための要望書を受け取っている。

○(田邊委員)地域住民27名全員の反対署名が出されている中で、合意を得るために説明会を開催する必要があったのか。

○(森副町長)騒音調査の結果を住民に知らせる必要があることを町長と協議した上で第3回目の説明会を開催した。

住民全員の方が移転を望んでいないとの状況に鑑み、今回の移転計画は白紙にせざるを得ないと判断に至っている。ただし、四万十交通の移転先は今後も探っていきたい旨の発言があった。

・この発言を受け委員長より森副町長に対して町長に確認することを要請。

・町長との連絡はとれなかったが、委員長より再度副町長の発言を確認。

○(森副町長)住民の理解が得られない状況では、今回の移転計画を断念せざるを得ない旨の発言有り。

・堀本委員より副町長に対して、全員協議会での町長の答弁のあり方、今後の駅前開発に関して、トップとしてのしっかりとした答弁を求める旨を伝える。

14 時 20 分森副町長、山本企画課長、[REDACTED] 傍聴者退席。14 時 30 分まで休憩

14 時 30 分正常に復し各委員の本件に対する考え方を聞く。

○(田邊委員)双方の意見を聞き適正な判断ができる。

○(堀本委員)関係する書類も確認し、地域住民の合意がとれていない状況が確認できた。

○(吉村委員)住民の合意が得られていない状況を確認した。

○(下元委員)住民の合意が最重要と判断している。四万十交通の移転先は今後も適地を探すことが必要。駅前の再開発・有効活用は今後も取り組んでいくべきだ考える。

○(水間委員)地元の合意形成如何が最重要だと考えている。

○(田邊委員)陳情の内容は十分に理解できる。～14 時 50 分

15 時より協議を再開

3. 陳情第 31・6 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情に関する件

陳情第 1・8 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情に関する件

・この 2 つの案件はいずれも継続扱いになっており内容を同じくするものであることから同時に協議を進める。

○(下元委員)陳情第 31・6 号と陳情第 1・8 号の 2 つは内容を同じくするものである。

意見書案 1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすることとの項目については判断しかねる。

○(吉村委員)国レベルの問題であり市町村議員の一員としては判断しかねる。

○(水間委員)陳情の内容は理解できるが判断をしかねる状況だ。

○(堀本委員)辺野古新基地建設の状況についての情報は。

○(田邊委員)軟弱地盤が見つかり、対策として 90m の杭打ちの是非について有識者

	の意見を求めている状況にある。地震に対しての確証は見え、ジュゴンの滅亡、サンゴへの問題等自然環境への影響が問題視されているようだ。		
	○(堀本委員)沖縄県民にとって、米軍基地の問題が沖縄のみの負担になっていることに耐えきれないとの訴えになっていることには理解が必要と考える。		
	○(吉村委員)国レベルの問題で判断が難しい。		
	○(水間委員)陳情の趣旨については理解できる。		
	○(田邊委員)陳情の内容には全て同意できる。		
	○(堀本委員)継続案件としてきた経過があり、判断が求められる。		
	○(水間委員)陳情の主旨はよくわかる。		
	○(下元委員)意見書 1. の項目には判断しかねる。		
	○(吉村委員)国レベルの問題で、判断にはもう少し時間が必要だ。		
	議論はここまでで打ち切りとする。		
	4. 陳情第 1-9 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する決議案採択のお願いに関する件		
	○(田邊委員)本案件についてはもう少し時間をかけて判断すべきと考える。		
	○(堀本委員)陳情 31-6 号、陳情第 1-8 号と相反する陳情内容である。		
	○(吉村委員)もう少し時間をかけてから判断する必要がある。		
	○(下元委員)判断にはもう少し時間を要する。		
	○(水間委員)判断するにはもう少し時間が必要だ。		
	この案件は以上の意見を交わして閉じる。		
	5. その他に関する件		
	○10 月 23 日～25 日の視察研修の日程表を配布し、予定調整を依頼する。		
	○9 月の総務常任委員会の日程調整を行う:9 月 26 日の予定で調整し再度連絡確認することとする。		
	以上の協議を行い 18 時 10 分に閉会とする。		
反 対 意 見			
報 告 日	令和元年 9 月 17 日 (火)	委員長署名	古谷 幹夫 